

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(神奈川県担当部会)

令和4年11月17日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正の必要があるとするもの 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越(神奈川)(受)第2200036号
厚生局事案番号 : 関東信越(神奈川)(厚)第2200049号

第1 結論

- 1 請求期間①のうち、請求者のA社における平成30年10月1日から令和2年3月1日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。平成30年10月から令和2年2月までの標準報酬月額については、平成30年10月から平成31年3月までは15万円から18万円、同年4月から令和元年6月までは15万円から32万円、同年7月から同年11月までは15万円から36万円、同年12月は15万円から34万円、令和2年1月及び同年2月は15万円から36万円とする。

平成30年10月から令和2年2月までの訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成30年10月から令和2年2月までの訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 請求期間①のうち、請求者のA社における平成30年10月1日から平成31年4月1日までの期間及び令和元年12月1日から令和2年1月1日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。平成30年10月から平成31年3月までの標準報酬月額については32万円、令和元年12月の標準報酬月額については36万円とする。

平成30年10月から平成31年3月までの期間及び令和元年12月の訂正後の標準報酬月額(上記1の訂正後の標準報酬月額を除く。)については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準報酬月額として記録することが必要である。

- 3 請求期間①のうち、請求者のA社における令和2年3月1日から同年11月1日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。令和2年3月から同年10月までの標準報酬月額については、同年3月から同年8月までは15万円から36万円、同年9月及び同年10月は15万円から38万円とする。

なお、令和2年3月1日から同年11月1日までの期間について、訂正請求日(令和4年4月13日)以降に厚生年金保険の保険料を徴収する権利が時効により消滅した期間は、厚生年金保険法第75条ただし書の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

- 4 請求期間②及び③について、請求者のA社における標準賞与額を、令和元年8月1日は15万円、同年12月28日は28万7,000円に訂正することが必要である。

令和元年8月1日及び同年12月28日の標準賞与額については、厚生年金特例法第1条第5

項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る令和元年8月1日及び同年12月28日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

- 5 請求期間③について、請求者のA社における令和元年12月28日の標準賞与額を30万円に訂正することが必要である。

なお、令和元年12月28日の訂正後の標準賞与額（上記4の訂正後の標準賞与額を除く。）については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準賞与額として記録することが必要である。

- 6 請求期間④について、請求者のA社における令和2年7月31日の標準賞与額を30万円に訂正することが必要である。

なお、訂正請求日（令和4年4月13日）以降に厚生年金保険の保険料を徴収する権利が時効により消滅した令和2年7月31日の標準賞与額については、厚生年金保険法第75条ただし書の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和45年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成30年10月1日から令和2年11月1日まで
② 令和元年8月1日
③ 令和元年12月28日
④ 令和2年7月31日

請求期間①について、厚生年金保険の記録では、私のA社における当該期間の標準報酬月額が15万円と、実際の支払額及び厚生年金保険料控除額に相当する標準報酬月額よりも低く記録されているので、調査の上、当該期間の標準報酬月額に係る記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

請求期間②から④までについて、A社から賞与を支払われ、厚生年金保険料を控除されていたが、厚生年金保険の記録では、当該期間の標準賞与額に係る記録がない。調査の上、請求期間②から④までに係る標準賞与額の記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

- 1 請求者は、請求期間に係る標準報酬月額及び標準賞与額の記録訂正を求めているところ、請

求期間①のうち平成30年10月1日から令和2年3月1日までの期間並びに請求期間②及び③については、本件訂正請求日（令和4年4月13日）において保険料徴収権が時効により消滅していた期間であることから厚生年金特例法が、また、請求期間①のうち令和2年3月1日から同年11月1日までの期間及び請求期間④については、本件訂正請求日において保険料徴収権が時効により消滅していない期間であることから厚生年金保険法が、それぞれ適用される期間である。

2 請求期間①のうち、平成30年10月1日から令和2年3月1日までの期間について、請求者から提出された給料支払明細書（写）、事業主及び請求者の陳述並びに日本年金機構の回答により、事業主から届出されるべき請求者のA社に係る資格取得時の報酬月額又は当該期間の標準報酬月額の改定若しくは決定の基礎となる月の報酬月額（以下、併せて「本来の報酬月額」という。）のそれぞれに基づき標準報酬月額及び当該期間の厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録により確認できる当該期間の標準報酬月額をいずれも超えていることが認められる。

一方、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は本来の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、平成30年10月から令和2年2月までの標準報酬月額については、給料支払明細書（写）及び事業主の陳述により認められる厚生年金保険料控除額又は当該期間に係る本来の報酬月額から、平成30年10月から平成31年3月までは18万円、同年4月から令和元年6月までは32万円、同年7月から同年11月までは36万円、同年12月は34万円、令和2年1月及び同年2月は36万円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成30年10月から令和2年2月までの期間について、請求者の請求内容どおりの報酬月額に基づく健康保険厚生年金保険被保険者資格取得届及び同報酬月額変更届を年金事務所に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料を納付したか否かはいずれも不明と回答しているが、当該期間について、日本年金機構が保管している請求者に係る健康保険厚生年金保険被保険者資格取得届及び同報酬月額算定基礎届に記載された報酬月額がオンライン記録における標準報酬月額（15万円）に見合う額となっていることが確認できることから、事業主から報酬月額をオンライン記録どおりの標準報酬月額に見合う額として各届出書が提出され、その結果、年金事務所は、請求者の平成30年10月から令和2年2月までの期間に係る厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

3 請求期間①のうち、平成30年10月1日から平成31年4月1日までの期間及び令和元年12月1日から令和2年1月1日までの期間について、請求者から提出された給料支払明細書（写）、事業主及び請求者の陳述並びに日本年金機構の回答により認められる当該期間の本来の報酬

月額に基づく標準報酬月額は、上記2の厚生年金特例法により認定が可能な標準報酬月額を超えていることが確認できることから、当該期間の標準報酬月額を、平成30年10月から平成31年3月までは32万円、令和元年12月は36万円に訂正することが必要である。

なお、上記訂正後の標準報酬月額（上記2の訂正後の標準報酬月額を除く。）については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準報酬月額として記録することが必要である。

- 4 請求期間①のうち、令和2年3月1日から同年11月1日までの期間について、請求者から提出された給料支払明細書（写）並びに事業主及び請求者の陳述により認められる当該期間に係る本来の報酬月額に基づく標準報酬月額（令和2年3月から同年8月までは36万円、同年9月及び同年10月は38万円）は、オンライン記録における当該期間の標準報酬月額（15万円）を超えていることが確認できる。

したがって、令和2年3月から同年10月までの標準報酬月額については、当該期間に係る本来の報酬月額から、同年3月から同年8月までは36万円、同年9月及び同年10月は38万円に訂正することが必要である。

- 5 請求期間②及び③について、請求者から当該期間の賞与に係る資料として提出された給料支払明細書（写）及び請求者に係る普通預金元帳により、当該期間において、給与のほかに、令和元年7月は期末調整所定時間外手当として15万円、同年12月は期末調整残業手当として30万円がそれぞれ支払われていることが確認できるところ、年金事務所において、元同僚に係る各手当は賞与に該当すると判断し、事業主から当該同僚のA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を受付し、処理をしていることから、請求者の請求期間②及び③に係る各手当は同社に係る賞与であると認められる。

また、上記給料支払明細書（写）によると、令和元年7月は給与総額（35万円）と期末調整所定時間外手当（15万円）を合算した額（50万円）が、同年12月は給与総額（35万円）と期末調整残業手当（30万円）を合算した額（65万円）がそれぞれ支払われ、当該合算した額から厚生年金保険料（令和元年7月は4万5,750円、同年12月は5万6,730円）を控除されていることが確認できるところ、事業主は、上記元同僚について、令和元年7月に係る給与総額と期末調整所定時間外手当を合算した額に厚生年金保険料率を乗じて計算し、当該手当から厚生年金保険料を控除した旨陳述している。

これらを総合的に判断すると、請求者は、請求期間②及び③において、A社から標準賞与額（請求期間②は15万円、請求期間③は30万円）に相当する賞与の支払を受け、厚生年金保険料を事業主により当該賞与から控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求期間②及び③の標準賞与額については、上記給料支払明細書（写）及び事

業主の陳述により認められる厚生年金保険料控除額から、請求期間②は 15 万円、請求期間③は 28 万 7,000 円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、令和元年 8 月 1 日及び同年 12 月 28 日の賞与について、請求者の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に対して提出したか否か、また、厚生年金保険料を納付したか否かはいずれも不明と回答しているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を年金事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

- 6 請求期間③について、請求者から提出された給料支払明細書（写）及び請求者に係る普通預金元帳により、請求者は、当該期間に 30 万円の標準賞与額に相当する賞与の支払を A 社から受けていたことが認められることから、請求者の当該期間に係る標準賞与額を 30 万円に訂正することが必要である。

なお、請求期間③の訂正後の標準賞与額（上記 5 の訂正後の標準賞与額を除く。）については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準賞与額として記録することが必要である。

- 7 請求期間④について、請求者から当該期間の賞与に係る資料として提出された令和 2 年 7 月分の給料支払明細書（写）及び請求者に係る普通預金元帳により、当該期間において、同年 7 月分の給与のほかに期末調整時間外手当として 30 万円が支払われていることが確認できるところ、年金事務所において、元同僚に係る当該手当は賞与に該当すると判断し、事業主から当該同僚の A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を受付し、処理をしていることから、当該手当は同社に係る賞与であると認められる。

以上のことから、請求者は請求期間④において、A 社から 30 万円の標準賞与額に相当する賞与の支払を受けていたことが認められる。

したがって、請求期間④に係る標準賞与額については、上記給料支払明細書（写）により認められる賞与額から 30 万円とすることが必要である。